

# 集会所・集会室使用規約

(集会所・集会室の使用)

**第1条** 集会所・集会室（以下、「集会所等」という。）は、居住者の福利厚生、文化教養等を目的とする集会等を行うため、居住者が使用することを原則とする。

(集会所等の管理運営)

**第2条** 集会所等の管理運営は、原則として居住者の大半で組織する団体（自治会等）が行う。

- 2 自治会等は集会所等の管理運営のため、管理責任者を定める。
- 3 集会所等の鍵は管理責任者が管理する。
- 4 居住者の秩序又は風俗や公安を害するおそれがあるとき、政治又は宗教活動を目的とするとき、興行その他営利を目的とするとき、その他集会所等の管理上支障があると自治会等が認めたときは使用することができない。

(使用者負担)

**第3条** 集会所等使用者は、原則として使用に伴う実費相当額を負担する。ただし、次の各号に該当する場合には免除することができる。

- 一 自治会活動
  - 二 会員相互の親睦
  - 三 会員の葬儀
  - 四 その他役員会で認めた場合
- 2 集会所等の小修繕等の経費は、都営住宅の使用者の費用負担区分に関する基準により、住宅政策本部又は使用者が負担する。

(使用上の注意等)

**第4条** 集会所等使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。

- 一 使用に当たっては、自治会等が定める所定の申込用紙により事前に承認を受けること。
- 二 集会所等の使用時間は、午前〇時から午後〇時までを原則とすること。
- 三 声高、騒音を発する等の付近の居住者に迷惑をかけること。
- 四 使用後は清掃のうえ、机や椅子などの備品を現状に戻すとともに火気及び戸締りを確認すること。
- 五 使用後直ちに管理責任者に集会所の鍵を返却すること。
- 六 本規約に定めるもののほか、東京都営住宅集会所使用要領の規定を遵守すること。

附 則 この規約は、〇年〇月〇日から施行する。